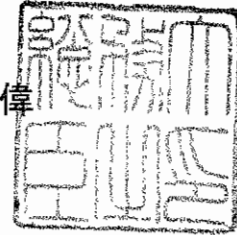




諮問第1171号  
平成19年4月19日

情報通信審議会  
会長 庄山悦彦 殿

総務大臣 菅 義偉



### 諮 問 書

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部を改正する省令案について、下記のとおり諮問する。

#### 記

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定）」（情審通第36号）において、平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うこととするのが適当である旨の要望がなされた。

本要望は、長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額が減少する一方、同年度のユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり月額7円（平成18年度認可ベース）から増加することが見込まれる中、当該負担金について、既に利用者に負担を求めていること等にかんがみれば、利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当であるとの考えに基づくものである。

これを踏まえ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による省令委任事項を定めるため、同法第169条第4号の規定に基づき、貴審議会に諮問するものである。